2　当該年度の前年度又は当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により令第十条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の将来負担比率の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからルまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからルまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

二　廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように按分して得た当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を按分して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除して得た数値

第十四条の六　当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ合算するものとする。

二　廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

2　当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る令第八条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二　廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度の同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

第十五条　削除

第十六条中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（届出書の様式）

第十六条の二　令第十七条第二項の届出書の様式は、別記様式第二号及び別記様式第四号のとおりとする。

2　地方公共団体は、法第五条の三第六項の規定による届出を行う際に既に別記様式第四号を提出した場合であって、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

第十七条中「第七条第二項及び第二十一条第一項」を「第二十一条第二項及び第二十八条第一項」に、「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第三十四条第五項」を「第四十三条第五項」に改める。

附則第一条の二を削る。

附則第一条の三各号列記以外の部分中「（平成二十年法律第二十五号）」を削り、同条第一号イ中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同号ロ中「減収補てん」を「減収補**塡**」に改め、「（次号において「同意等」という。）」を削り、「得た地方債」の下に「（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加え、同条第二号ロ中「減収補てん」を「減収補**塡**」に、「同意等」を「同意又は許可」に改め、「得た地方債」の下に「（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加え、同条を附則第一条の二とする。

附則第二条の十第二号中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）」を「健全化法」に改め、同条第四号中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「健全化法」に改める。

附則第六条中「第五条の四第一項第二号に規定する数値」を「第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率」に改める。

附則第七条中「第十条」を「第十四条の二」に改める。

附則第八条中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

様式第一号備考8中「起債協議書の写し」の次に「、既届出債の起債届出書の写し」を加える。

様式第三号を次のように改め、同様式を様式第四号とする。